

○道路標識等の維持管理要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 1 日 〕
〔 例規甲（交規規）第127号 〕

道路標識等の維持管理要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の規定に基づいて道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）を設置し、及び管理して交通規制を行う場合に必要な一般的基準を定めることを目的とする。

第2 維持管理の基本方針

道路標識等は、交通規制を実施する場合における具体的な意思を表示する手段であるとともに、道路上に設置する工作物であることから、常に良好な視認性を確保し、路上工作物としての正しい状態を保つよう維持管理に当たらなければならない。

第3 管理体制

1 総括責任者

- (1) 警察本部（以下「本部」という。）に道路標識等総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。
- (2) 総括責任者は、交通部交通規制課長とする。
- (3) 総括責任者は、道路標識等の設置及び維持管理に関する業務を総括する。

2 管理責任者

- (1) 警察署に道路標識等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- (2) 管理責任者は、警察署長とする。
- (3) 管理責任者は、総括責任者と密接な連絡を保ち、管内の道路標識等の適正な設置及び維持管理に当たるものとする。

3 総括取扱者

- (1) 本部に道路標識等総括取扱者（以下「総括取扱者」という。）を置く。
- (2) 総括取扱者は、交通部交通規制課規制担当課長補佐とする。
- (3) 総括取扱者は、総括責任者の指揮を受けて道路標識等の設置及び維持管理について全般的な事務を処理する。

4 取扱責任者

- (1) 警察署に取扱責任者を置く。
- (2) 取扱責任者は、交通担当課長とする。
- (3) 取扱責任者は、管理責任者を補佐し、管轄区域内に設置された道路標識等の点

検等を通して適正な設置及び維持管理に努める。

第4 維持管理

1 道路標識等の点検

- (1) 管理責任者は、道路標識等の実態を常時把握し、その適正な維持管理及び整備を図らなければならない。
- (2) 取扱責任者は、管理責任者の命を受け、適正な維持管理を図るため、次により道路標識等の点検を実施し、道路標識等の設置状況を常に把握して良好な状態の維持に努めなければならない。

ア 道路標識等の点検の種別

(ア) 常時点検

交通警察官、地域警察官等による交通取締り、警らその他日常の警察活動を通じて道路標識等の設置状況を点検させ、損傷等の異常があった場合は報告させるなどの方法により行うものとする。

(イ) 定期点検

点検週間、点検月間等の期間及び管内の対象地域を定めるなどして計画的に各道路標識等について年1回以上、交通警察官が点検を行うものとする。

(ウ) 特別点検

風水害等の災害発生の直後、交通安全運動の直前等において管理責任者が必要と認めた場合に行うものとする。

イ 点検に当たっての留意事項

(ア) 道路標識

- a 道路標識等の設置場所、取付角度、高さ等に問題はないか。
- b 道路標識等の損傷、汚損、摩滅又は腐食しているものはないか。
- c 標示板の塗料及び反射材料のはく離若しくは褪色又は灯火の滅灯はないか。
- d 沿道の樹木、広告物等による視認障害があるものはないか。
- e 標示板及び柱の固定状況に問題はないか。
- f その他必要事項

(イ) 道路標示

- a 道路標示の摩耗、消失等により視認性に問題はないか。
- b 道路標示と道路標識の表示内容が一致しているか。
- c 必要以上に法定外表示を多用していないか。
- d 植栽、道路占用物件等により視認性が阻害されているものはないか。
- e 停止線等の設置位置は適切か。
- f その他表示内容、設置方法等に検討を要するものはないか。

g その他必要事項

2 道路標識等点検簿

道路標識等の定期点検及び特別点検を実施した場合は、道路標識等点検簿（第1号様式）によりその結果を管理責任者に報告し、経過を明らかにしておかなければならない。ただし、点検の結果、異状がないときは、取扱責任者に報告すれば足りるものとする。

3 道路標識等の補修等

(1) 管理責任者

ア 損傷等の補修を要する道路標識等を発見又は認知した警察官は、現場において応急措置を講ずるとともに、損傷状況を道路標識・標示障害発見報告書（第2号様式）により取扱責任者に報告しなければならない。

イ 管理責任者は、点検等により補修（立替え）を要する道路標識等が発見された場合は、警察署において補修可能なものについては速やかに補修し、それ以外のものについては、補修又は立て替えの手続を交通規制情報管理システム運用要領（平成27年12月28日付け、例規甲（交規規）第43号）に基づき行うものとする。

なお、緊急の場合にあつては電話報告後に所要の手続をするものとする。この場合、放置することによって危険の生ずるものは、撤去して警察署に保管しなければならない。

(2) 総括責任者

ア 総括責任者は、管理責任者から補修報告があつた場合は、緊急性及び必要性を確認し、必要な措置を講じなければならない。

イ 総括責任者は、道路標示について管理責任者の点検に基づく補修以外に、おおむね年1回、県下一斉に摩滅状況を調査し、定期的に塗り替えるものとする。

4 道路標識等設置状況の確認及び報告

取扱責任者は、管理責任者の命を受け、適正な設置及び管理を図るため道路標識等の新設、更新、補修等を行ったものについて、設置状況等の適正を確認し、この結果について、道路標識等設置状況確認表（第3号様式）により総括責任者に対し報告するものとする。

5 警察署における道路使用許可等の際の留意事項

(1) 警察署長が道路交通法第77条第1項の規定により道路使用を許可する場合又は同法第80条第1項の規定により道路工事の協議に応ずる場合には、当該行為によって道路標識等の効果が妨げられることのないよう必要な条件を付すこと。また、道路の新設・拡幅・改良・舗装工事、施設の設置等により既設の道路標識及び道路標示が移転、現状変更及び現状復旧を余儀なくされるときは、その状況

について、確認できる次の資料を提出させるなど必要な条件を付する等の措置を講ずること。

ア 位置図

イ 該当する道路標識等の施工前及び施工後の写真

ウ 竣工図（標識及び標示の位置並びに施工数量が確認できるもの）

なお、提出資料は2部（1部は本部報告用）作成するものとする。

(2) 管理責任者は、道路工事、交通事故等により道路標識等が損傷、倒壊等した場合、速やかに原因者に復旧の措置を執らせること。また、原因者に対して弁償を確約させる誓約書を徴するなど必要な措置を講ずるとともに、その経過及びてん末を総括責任者に報告すること。

(3) (1) 及び (2) の場合において道路標識等の原状回復等に当たっては、原則として交通警察官が現場に立ち会い、道路標識等の設置場所、設置方法等について必要な指示を行い、道路標識等の効用を損なうことのないよう配慮するとともに、その結果を確認すること。確認に当たっては道路標識等設置状況確認表を用いること。

なお、結果確認について道路工事現場等が遠隔地にあるなど、やむを得ない理由があるときは、地域警察官による現場確認又は施工前後の現場写真、図面等による確認を行うことができる。

(4) 総括責任者への報告

(1) から (3) までについての総括責任者への報告は、道路標識等設置状況確認表により行うものとする。

第5 交通規制と道路標識等の適正の確保

取扱責任者は、点検等を通じて道路標識等の設置状況を把握し、現場の道路標識等の視認性及び識別性並びに交通規制告示内容が合致しているか確認するなど、道路標識等の適正確保に努めること。

第6 文書の保存期間

本要領に定める文書の保存期間は、次の表のとおりとする。

様式番号	様式名	保存期間
第1号様式	道路標識等点検簿	3年
第2号様式	道路標識・標示障害発見報告書	1年
第3号様式	道路標識等設置状況確認表	1年